

RWE Renewables Japan 合同会社及び九電みらいエナジー株式会社「(仮称) 秋田
県八峰町及び能代市沖洋上ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する
意見について

令和4年1月28日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 秋田県八峰町及び能代市沖洋上ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」について、RWE Renewables Japan 合同会社及び九電みらいエナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：秋田県八峰町及び能代市の沖合
- ・原動力の種類：風力(洋上)
- ・出 力：最大360,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和3年11月24日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和4年 1月21日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和4年 1月28日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、野田
電話03-3501-1742(直通)

RWE Renewables Japan 合同会社及び九電みらいエナジー株式会社「(仮称) 秋田県八峰町及び能代市沖洋上ウインドファーム事業計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含む必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 最新の知見の反映

本事業の調査、予測及び評価については、最新の知見、先行事例の知見及び専門家等の助言を踏まえ、適切に実施すること。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(5) 事業計画の見直し

上記のほかに、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低

減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(6)関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1)風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居及び福祉施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔をとること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2)鳥類に対する影響

想定区域の周辺には、渡り鳥の集団渡来地(越冬地・中継地)となっている「八郎潟干拓地」及び「小友沼」が存在しており、想定区域及びその周辺は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り経路となっている可能性があるほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ等の猛禽類の生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。